

**就学前の子どもの教育・保育のあり方
に関する基本方針（案）**

平成 年 月

袋井市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 就学前の子どもの教育・保育の現状と袋井市における課題	2
(1) 人口減少	
(2) 保護者ニーズの移り変わり（幼稚園の定員割れ、保育所の待機児童）	
(3) 公共施設マネジメント（幼稚園及び保育所施設の老朽化）	
(4) 財政的な観点からの効果的かつ効率的な運営体制の構築	
(5) 保幼小接続の推進	
(6) 新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針等への取り組み	
(7) 幼児教育・保育の無償化	
2 袋井市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について	4
(1) ソフト面	4
ア これからの就学前の教育・保育のあり方について	4
(ア) 袋井市における就学前の教育・保育のねらい	
(イ) 幼児にとっての望ましい教育環境のあり方	
(ウ) 公立・私立の教育・保育施設の市全体としてのあり方	
イ 就学前の子どもの教育・保育の質の向上と公立幼稚園の役割について	6
(ア) 保幼小接続の基準的な役割を担う	
(イ) 幼児期の教育の研修や実践の基準的な役割を担う	
(ウ) 特別支援教育の先導的な役割を担う	
ウ 教育・保育施設の運営について	7
(2) ハード面	8
ア 袋井市立幼稚園の適正規模、適正配置について	8
(ア) 規模による特性	
(イ) 適正人数の考え方	
(ウ) 袋井市立幼稚園における1学級の適正人数	
(エ) 袋井市立幼稚園における適正な学級数	
イ 袋井市立幼稚園の統廃合について	10
(ア) 目指すべき方向性	
(イ) 袋井市立幼稚園における統廃合の考え方	
ウ 幼保一元化（認定こども園化）の推進について	11
おわりに	12

はじめに

教育は、子どもの望ましい発達を期待し、子どもが持つ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る営みです。特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役目を担っています。

平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度では、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、幼児期の学校教育や保育、地域における多様な子育て支援の量的拡充や質の向上を進めることとされております。

本市ではこれまで、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園という多様な選択肢があり、保護者のニーズに応じて選ぶことができるという環境を整えることが大切であるという考え方により、互いの理念や方針を尊重しながら、市全体の就学前の教育・保育の向上に努めてきました。

その中でも本市の公立幼稚園については、各地区に概ね 1 施設ずつ整備されており、地域や小学校等と連携しやすいことを大きな特色として質の高い教育・保育を目指すとともに、地域に根ざした子育て支援を行い、幼小中一貫教育の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、昨今、幼稚園の定員割れや保育所の待機児童、公立幼稚園及び保育所施設の老朽化などが課題となってきており、就学前の教育・保育にふさわしい環境を整える一方、財政的な観点からはその効果的かつ効率的な運営体制を構築することが求められております。加えて、国におきましては、幼児教育・保育の無償化に関する本格的な検討が進められておりますことから、この動向について注視していく必要があります。

このような状況に鑑み、本年度、学識経験者をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園の代表や市民から幅広く意見をいただくため、「袋井市の就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会」を設置し、『公立幼稚園及び公立保育所の適正規模、適正配置に関する事項』、『教育・保育施設の運営に関する事項』、『幼保一元化（認定こども園化など）の推進に関する事項』について協議、検討していただきました。その検討結果等を踏まえ、本市の概ね 10 年間を見据えた基本方針を策定いたしました。

今後は、この方針に基づき、将来を見据えた就学前の教育・保育の構築を図り、具体的な施策に反映してまいります。

平成 年 月 日

袋井市教育委員会

1 就学前の子どもの教育・保育の現状と袋井市における課題

(1) 人口減少

本市の人口は、今後はゆるやかに減少し、少子高齢化が進むことが見込まれております。人口推計の結果、本市の総人口がピークにあたる平成 27 年と比較して、20 年後（平成 47 年）には約 6%の減少、40 年後（平成 67 年）には約 18%の減少と大幅な減少が見込まれております。

年齢区分別では、年少人口は 20 年後（平成 47 年）には約 23%の減少、40 年後（平成 67 年）には約 37%の減少であるのに対し、老年人口は 20 年後（平成 47 年）には約 25%の増加、40 年後（平成 67 年）には約 34%の増加と、少子高齢化が進行することが見込まれております。

資料 1

(2) 保護者ニーズの移り変わり（幼稚園の定員割れ、保育所の待機児童）

核家族世帯の増加や女性の社会進出による保育需要の高まりに加え、認可保育所などの計画的・継続的な新設により潜在需要が喚起され、保育所入所率が増加する一方で、幼稚園入園率は減少を続けています。園児数の減少により一段と公立幼稚園の小規模化が進展することが考えられます。各幼稚園の現状を考慮しつつ、今後の教育・保育の環境整備に向けて公立幼稚園の適正規模、適正配置を見直すことが大きな課題となっています。

保護者ニーズが幼稚園から保育所にシフトしており入所申込者数が年々増加していることや、国の待機児童の定義の変更がされたことなどにより、平成 29 年 4 月時点の待機児童数は 27 人となっており、待機児童の解消に至っていません。

資料 2

(3) 公共施設マネジメント（幼稚園及び保育所施設の老朽化）

公共施設に対する全体的なニーズの減少、学校教育系施設に対するニーズの減少や高齢者福祉施設に対するニーズの高まりなどが生じる可能性があります。今後も地区ごとに既存の施設を維持し続ける必要性についての検討や、地区ごとに整備されているという特性を踏まえた検討をする必要があります。

公立幼稚園及び公立保育所については、平成 13・14 年度には耐震補強工事を実施し、園児の安全確保を図っていますが、建築から 30 年以上経過しており、施設の老朽化は否めないところであります。公共施設等の更新時期を迎え、選択と集中による適切な維持管理が求められています。

資料 3

(4) 財政的な観点からの効果的かつ効率的な運営体制の構築

人口減少や少子化（生産年齢人口の低下）による歳入減、高齢化進行による扶助費や公共施設等の更新・維持管理費の増加による歳出増が予想されます。

今後も必要な公共サービスを維持していくためには、公共施設等の更新及び管理運営に掛かる費用を踏まえた財政の均衡を図ることが大きな課題となります。

(5) 保幼小接続の推進

乳幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を進めるために、幼稚園、保育所等と小学校が、教育内容や指導方法等について相互に理解を深め、一貫した教育を進めていくことが重要となります。

現在、小学校との連絡会や交流等を行っておりますが、教育内容や指導方法の相互の理解までには至っていない状況があります。しかしながら、本市の特色でもあります特別支援教育における相互理解は徐々に深まっており、乳幼児、児童の発達についての理解も進みつつあることから、円滑な接続に向けてさらに教育内容や指導方法への理解を広げていくことが必要となります。

(6) 新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針等への取り組み

今回の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育指針の改訂において重要なことは、「身近な環境に子どもが能動的に主体的に関わり試行錯誤しながら学んでいくこと」、「環境に子どもが関わって意味を見出していくということ」、「『見方・考え方』を活かす教育であること」が示されたことです。

保育者には、子どもの理解に基づいて意図的・計画的に園生活全体の環境構成をし、子どもが保育者や友達と関わりながら、様々な体験を通じて学びを深めたり発展したりできるようにしていくことが求められています。

また、従来、教育・保育の現場で暗黙知や経験値として積み重ねてきたことを可視化及び言語化し、それを保育者が意識することで、遊びにおける一人ひとりの違いに対応し、子どもの育ちに寄り添っていくことが求められています。

(7) 幼児教育・保育の無償化

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成並びに義務教育及びその後の基礎を培うものとして重要であることが教育基本法及び学校教育法にも明記されております。

幼児教育・保育の無償化はその実現のため、すべての子どもに質の高い幼児教育の保障を目指すものであり、無償化に向けては国の基準に基づき、ひとり親世帯や低所得世帯等において段階的に推進されております。

現在、国におきまして、幼児教育・保育の無償化に向けて本格的な検討が始められており、5歳児の無償化などに関する動向について注視していく必要があります。

2 袋井市の就学前の子どもの教育・保育のあり方について

(1) ソフト面

ア これからの就学前の教育・保育のあり方について

(ア) 袋井市における就学前の教育・保育のねらい

平成30年度施行の新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、幼児教育施設の3元化の実態を背景に、3つの要領・指針の内容をできるだけ一致させたことに特徴があります。

新要領・指針の内容のポイントは、小学校以上への接続をねらいとした縦のつながりの強化、どの施設でも質の高い幼児教育を受けられることをねらいとした横のつながりの強化があげられます。また、3つの要領・指針の改定すべてに、幼児教育・保育を通して、小中につながる3つの資質・能力となる「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざすこと、小学校入学までに育てほしい「10の姿」の内容が盛り込まれています。

そして、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においても、3つの資質・能力として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざすことが同じく盛り込まれています。

就学前の教育・保育は、目先の結果ではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること重視しております。就学前の子どもは、生活や遊びにおける直接的・具体的な経験を通して、情緒的、知的に発達し、社会性を養い人間として、社会の一員としてよりよく生きていくための基礎となる力を獲得していきます。また、小学校以降における教科の内容について実感を伴って深く理解できることにつながる「学びに向かう力」を育てていきます。

教育・保育施設における教員等には、就学前の子ども一人ひとりの内面にある芽生えを理解し、その芽を引き出し伸ばすために、子どもの主体的な活動を促すための環境を計画的に設定できる専門的な能力が求められます。

前述のとおりの新要領・指針を受け、袋井市では、幼児期の育ちの現状から就学までに身に付けたい力を、「生活習慣」、「学びに向かう力」、「思考・表現の基礎となる力」の3つの柱でおさえ「10の姿」を具体的に示し、重点を「思考力の芽生え」といたしました。

幼児にとって安心できる小学校への接続となるよう、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを作成し実践していくうえで、現在も実施している幼稚園と小学校の教員、幼児と児童の交流、園運営への地域の協力体制等を生かし、公立幼稚園が保幼小接続の基準的な役割を担い、幼稚園、保育所等と小学校の一貫した教育を推進してまいります。

保幼小接続を推進することにより、学力向上の効果や不登校対策に繋げるとともに、本市の就学前の教育・保育全体の質を高め、「新しい環境に適応する力」を子どもに育み、幼小中一貫教育において目指す子ども像である「夢を抱き、たくましく次の一歩

を踏み出す15歳」を育成する第一歩としてまいりたいと考えております。

(イ) 幼児にとっての望ましい教育環境のあり方

自我が芽生える幼児期には、友達との考え方の違いや物をめぐる対立や葛藤体験などを通して子どもが自分の思いを伝えたり、感情を抑えたり、思いやりの心を学んだりすることが発達に必要な経験であり、大切なことであると考えます。

幼児にとって望ましい教育・保育環境のあり方として、一定の集団の中で子ども同士が相互に影響しあい、一人ひとりの子どもの発達に添った経験が得られることが重要です。

また、幼児の生活は、家庭・地域・幼稚園と連続的に営まれており、園児の生活や体験を充実させ、効果的で特色のある教育活動を展開するためには、園と地域が連携を深め、地域の力を園運営に積極的に取り入れることが重要です。

(ウ) 公立・私立の教育・保育施設の市全体としてのあり方

少子化や女性の社会進出などにより、幼児期の教育に求められる内容が変化してきています。幼稚園については、就労しながら通園させたいというニーズが依然として高いことから、預かり保育など長時間の保育が求められるようになり、一方、保育所に対しても教育としての保育がこれまで以上に求められるようになってきています。

また、核家族化や地域における人間関係の結びつきの希薄化や情報の多様化などから子育てに関する不安も増えており、子育て支援への期待も大きくなっています。

本市ではこれまで、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園という多様な選択肢があり、保護者のニーズに応じて選ぶことができるという環境を整えることが大切であるという考え方により、互いの理念や方針を尊重しながら、市全体の就学前の教育・保育の向上に努めてきました。

今後、公立・私立の教育・保育施設がその枠を超えた一層の連携を図ることにより、本市の就学前の教育・保育全体の充実や発展に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

資料5

イ 就学前の教育・保育の質の向上と公立幼稚園の役割について

(ア) 保幼小接続の基準的な役割を担う

本市の幼小中一貫教育では、小学校進学時の戸惑いや不安から生じるいわゆる「小1プロブレム」など早い段階での“つまづき”を解消するため、小学校と中学校に加え、幼稚園や保育所等を含めた乳幼児期からの一貫した教育を推進します。

つきましては、学習の芽生えを育む就学前カリキュラム（アプローチ・カリキュラム）の導入など、幼稚園、保育所等と小学校が教育内容や指導方法について相互理解を深め、乳幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を目指します。

また、引き続き、幼稚園、保育所等と小学校の異校種交流や、教諭・教員間の合同研修などに取り組むことにより、これまで以上に相互理解を深め、互惠性を高めてまいります。

「袋井市小中一貫教育基本方針」に基づく幼小中一貫教育においては、公立の幼稚園、保育所等と小学校の接続のみでなく、私立の教育・保育施設とも連携していく必要があります。小学校との連携のしやすさが公立幼稚園の最大の利点であることから、公立幼稚園が主体となって職員間の相互理解、連携・協力が図られるようにするなど、保幼小接続の一層の推進に向けて基準的な役割を担ってまいります。

資料6

(イ) 幼児期の教育の研修や実践の基準的な役割を担う

長期的な見通しをもって幼児期の教育の質及び教員の資質の向上を図るため、公立幼稚園において継続的に取り組んできている研修や実践を今後もさらに発展させるとともに、私立の幼稚園、保育所、小学校等にもその成果を発信していくことが公立幼稚園としての役割であると考えます。

公立幼稚園が主催する研修会に市内の私立保育所等からの参加者も年々増加しておりますことから、このような場を活用することにより公立幼稚園における教育の推進について示し、本市の幼児期の教育全体の充実を図ってまいります。

(ウ) 特別支援教育の先導的な役割を担う

本市には早期療育通所施設がなかったことから、平成14年度から公立幼稚園において拠点園方式により、重度の自閉症児や肢体不自由児などの受入れを開始しました。続いて平成21年度からは、支援を必要とするすべての幼稚園に支援員を配置し、希望するすべての幼児が地元の幼稚園に入園することが可能となりました。さらに平成22年度には、障がいの状況に応じて必要な支援員を配置することにより支援体制を強化し、幼児の教育時間（5時間）における対応となっています。また、外国人の入園児の増加により、平成23年度から外国人通訳支援員を配置し必要とする園を巡回しています。

特別支援教育については、市内の公立・私立の幼稚園、保育所・認定こども園において行われていますが、小学校との接続や特別支援学校等との連携のしやすさが

公立幼稚園の強みであり、特別支援を必要とする幼児に対して、個々の子どもの実態に応じた適切な支援及び指導ができる人的な支援環境を保障することが公立幼稚園の大きな役目のひとつであると考えます。

今後の幼児期の特別支援教育を考えると、「生きる力」を育み、15歳（義務教育終了時）に繋げるため、これまで公立幼稚園が培ってきた知識、経験を活かしながら、市内の特別支援教育の拠点施設として公立幼稚園が先導的な役割を担ってまいります。

ウ 教育・保育施設の運営について

これまでの本市の幼児教育を踏まえ、公立として果たす役割があり、私立として担う役割があります。今後の幼児期の教育を考える時、公立と私立それぞれの役割をどのようにしていくのかが重要です。

行政経営における基準的な役割や公共福祉としての強み、民間経営における効率性や発展性などの強みをそれぞれ最大限に活かし、さらに地域との連携を図りながら施設運営を行っていくことが望ましいと考えます。

特に、幼小中一貫教育など本市が重点的に推進する取り組みについて、行政が基準的な役割を担い、市内の公立・私立の教育・保育施設が共通の理解をする中で連携・協力し、幼児期の教育全体の充実を図ってまいります。

(2) ハード面

ア 袋井市立幼稚園の適正規模、適正配置について

(ア) 規模による特性

幼児期は、集団生活の中で自立心や人とかかわる力を培い、多くの友達と接することによって影響し合い、切磋琢磨して成長する時期です。しかしながら、少子化や女性の社会進出などによる環境の変化から、公立幼稚園の入園率は年々減少してきており、今後、幼稚園教育の目的が十分に果たせない状況が発生することも危惧されます。

幼児期における教育環境の適正規模については、子どもの年齢や発達状況による行動の差異が大きく、遊びの種類や内容も流動的であり、多くの要素がからみ合うため、学級の必要最低人数の設定や線引きが難しいことが挙げられます。

◆ 人数の少ない幼稚園の特性

園児数の少ない園では、家庭的な雰囲気の中で、教諭が一人ひとりの子どもにゆったりと関わり、子どもの心の安定が図りやすく、子どもへの理解が深まり、個に応じた援助が行き届きやすくなります。しかし、友達関係が固定化したり、遊びの種類が限定されたりして、友達同士で遊びのおもしろさを共感したり、思いを伝え合ったりする経験が乏しくなりがちです。

こうした課題を克服するため、近隣の幼稚園、保育所、小学校等と交流をしたり、異年齢で過ごす時間を多くするなど、多様な出会いの場を積極的に設けるように努めています。

◆ 人数や学級数の多い幼稚園の特性

1学級の人数や学級数の多い園では、子ども達は園生活に慣れてくるにつれて、教諭が積極的に仲介しなくても自然に集団を形成し、他者とのふれあいも活発になります。教諭は、一人ひとりの思いや発達の違いを的確に読み取り、子どもが安心・安定して行動できるような関わりを持ち、繋ぎ手になるなど、子ども同士の育ち合いを支える援助が求められます。

多人数では、個に応じた援助はしにくくなる一方で、子ども同士の関わりが自然発生的にできてくるので、教諭が人間関係を調整したり、遊びを深める援助をしたりすることで集団が育ち、結果として、一人ひとりの子どもが育つといえます。

◆ 国の基準

平成7年4月に国の「幼稚園設置基準」の一部を改正する省令が制定され、1学級の幼児数が40人以下の原則から35人以下に引き下げられています。

(イ) 適正人数の考え方

個に応じた援助からの面からは、子どもと教諭のコミュニケーションの機会が十分に確保でき、基本的な生活習慣の形成を図るためのきめ細やかな指導が可能となることから、子どもが自由に遊んでいる際の安全面の把握ができ、一人の教諭が子どもたち一人ひとりに十分に関わり、信頼関係が築ける規模が大切です。

一方、集団形成の面からは、幼児教育の特色である集団生活を通して、「生きる力」や「考える力」「がんばる力」の基礎を培うためには一定以上の人数が必要であり、集団生活の成り立ちにくい少人数では、教育効果を発揮することが難しくなると考えられます。

人間関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになるという発達の過程を考慮すれば、一人ひとりが自分の思いや意見を出し合い、互いの存在を受け入れて、一緒に遊ぶことが楽しいと感じられる関わりの場が存在することが必要です。さらなる成長過程においては、友達と言葉で思いを伝え合い、試行錯誤して遊びをおもしろくする経験や、複数のグループの活動を通して仲間のつながりを感じたり、共通の課題に力を合わせて取り組んだりする経験ができる規模が必要となります。

子ども達の間関係が多様になり、様々な感情体験や葛藤経験の機会が得られ、社会性や協同性の芽生えが培われるためには、1学級には遊びの最小単位（3人～5人の単位）が3つから5つ程度構成できることが望ましいと考えます。

(ウ) 袋井市立幼稚園における1学級の適正人数

学級規模や学級数に関して絶対的な基準はありませんが、幼児期の発達段階に応じた集団性や個々に応じた指導などを勘案し、1学級の適正人数(年齢別学級定員)は、3歳児が20人程度、4歳児が30人程度、5歳児が30人程度と設定します。

また、1学級の最低人数については、集団生活を通して「生きる力」の基礎を培うため、加えて、経営意識を持った幼稚園運営の観点からも、10人を下回ることはないよう、保護者ニーズに応じた工夫や努力をまいります。

資料7

(エ) 袋井市立幼稚園における適正な学級数

集団のなかで遊んだり、生活したりすることは、幼児期に身につけるべき課題であり、幼児教育の重要な目的のひとつとなっています。近年、家庭や地域などにおいて、子どもを取り巻く環境をみると、少子化などにより生活の中において集団で遊ぶ機会が少なくなっています。

幼児教育においては、より多くの幼児と出会い、多様な関係を構築することによって経験が積めることから、1学年の学級数は複数が見込めると考えます。

また、教員にとっても、子どもを多面的に見て理解を深めたり、指導力を高めたりすることができます。職員数が増えることで園内における体制が整い、緊急時の対応など安心感が向上します。

◆ 単学級の特性

単学級では、子ども同士、子どもと教員の人間関係が密になる一方で、集団内での子どもの役割が固定化されてしまうことから、多様な人間関係の中で社会性を育むのに十分な教育環境とはいえません。

◆ 複数学級の特性

子ども達の関係性を変えることができ、多様な考えに触れたり序列の固定化を防いだりすることができるなど、人と関わる力を高めます。多くの子どもたちがいる中で切磋琢磨できる環境の提供や一定規模の集団での遊びや様々な体験を通じて、子どもを健やかに育みます。

イ 袋井市立幼稚園の統廃合について

(ア) 目指すべき方向性

幼稚園は、多様な出会いの中で、遊びや生活を通して「生きる力」「考える力」「がんばる力」を養っていく場です。幼稚園における望ましい教育環境を考えると、ある一定の集団規模が保障されることが必要です。

今後も少子化や女性の社会進出などにより幼稚園入園率の減少が続くことを考えると、一段と公立幼稚園の小規模化が進展する可能性があり、適正人数や学級数の確保が困難となった場合、幼児にとって望ましい教育・保育の環境を整えるため、公立幼稚園の再編整備が必要となります。

(イ) 袋井市立幼稚園における統廃合の考え方

公立の幼稚園及び認定こども園については、保幼小接続や特別支援教育などにおける就学前の子どもの教育・保育の基線的または先導的な役割を果たしていく拠点となり得ることから、今後概ね10年間における統廃合については、1小学校区につき1公立園を存続させていくことが望ましいと考えますが、社会情勢や保護者ニーズの動向、幼児期における教育環境の適正規模、財政的状況などの諸条件を見極めながら総合的に判断し、状況の変化に対して柔軟に対応することが必要であると考えます。

ウ 幼保一元化（認定こども園化）の推進について

公立保育所については、近隣幼稚園との統合による認定こども園化を検討します。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設であり、国においても認定こども園化を推進していることから、保護者ニーズの動向や市全体における幼稚園及び保育所の定員数などの諸条件を考慮しながら検討します。

平成 27 年度から平成 31 年度までの計画期間で策定した袋井市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域について中学校区を 1 つの単位として圏域を設定していることから、将来的には、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園等の多様な選択肢があり、保護者がそれぞれのニーズに応じて教育・保育施設を選べることや、その圏域内において様々な施設や事業を連携させるため、圏域内における公立または私立の認定こども園の必要性について検討します。

おわりに

袋井市の就学前の子どもの教育・保育のあり方検討委員会等において様々な議論を行う中で、本市の概ね 10 年間を見据えた基本方針を策定いたしました。

本市ではこれまで、公立及び私立の幼稚園、保育所、認定こども園が互いの理念や方針を尊重しながら、市全体の就学前の教育・保育の向上に努めてまいりました。

今後におきましても、将来の袋井市を担う子ども達が未来をたくましく生きる力を育む「最初の場としての教育」を保障し、就学前の子どもの教育・保育の質を向上させていくことの重要性を改めて認識いたしました。

殊更に直近の保育定員の量的拡大のみに特化した待機児童対策や、拙速な公立施設の統廃合の判断などにより、子ども達の育ちの環境や教育・保育の質を低下させることのないよう、当該基本方針の内容を今後の事業計画に反映させ、本市の地域の特性に応じた子育て支援施策を推進してまいります。

幼小中一貫教育など本市が重点的に推進する取り組みについては、行政が基本方針をお示しし、市内の公立・私立の教育・保育施設の共通理解のもとで連携・協力し、幼児期の教育全体の充実を図ってまいりたいと存じます。

公立の幼稚園及び認定こども園につきましては、就学前の子どもの教育・保育の基準的な役割を担っていく拠点となり、また、地域に根ざした園として発展していくため、保幼小接続、特別支援教育、地域における子育て支援、地域との連携といった様々な取り組みを一層充実させてまいります。

また、教育・保育施設の運営については、行政経営における公共福祉や市民サービス向上などの強み、民間経営における効率性や発展性などの強みをそれぞれ最大限に活かし、地域との連携を図りながら、施設運営を行っていくことが望ましいと考えます。

なお、今後 20 年から 30 年先の将来的な存続園数については、公立幼稚園の存在意義や必要性を踏まえながら、この基本方針の計画期間内においてさらに検討を加えていく必要があると考えます。